

## 瀬谷本郷公園(対象屋外有料施設)の利用に附随したテント等の設置の試行実施について

今まで、屋外有料施設外の利用者のみなさまがその利用に伴い、テント等の設置を行う場合には、事前に所管の公園緑地事務所に占用許可を得ていただき、利用する屋外有料施設外にテント等の設置をしていただいていた。

近年、屋外有料施設外においてテント等設置の熱中症対策が必要不可欠となっているため、屋外有料施設外の利用者のみなさまが、よりテント等設置を行いやすくするために、屋外有料施設外の利用に伴うテント等の設置について、今年度、試行により次の通り対応することとしましたのでお知らせします。

### 【実施期間】

令和6年8月1日(木)から

### 【対象屋外有料施設】

屋外有料施設外広場

### 【利用時間】

・テント等設置時間は特にありませんが、トイレ解錠時間 8:00～21:00(第三月曜日は朝8:00～17:00)となっております。

### 【設置可能エリア】

・屋外有料施設外広場に設置したテント等設置可能エリア。図面画像

### 【届出書類】

・テント設置等確認票

### 【受付方法】

設置等にあたっては、瀬谷本郷公園指定管理者と事前に調整が必要となります。

利用の7日前までに「テント設置等確認票」を瀬谷本郷公園管理事務所にご提出ください。

※試行期間中は、原則7日前の提出日を利用当日であったとしても受付をする方針ですが、許可手続きに時間が掛かったことで利用時間が減ったとしても個別の対応は出来かねますので、御容赦下さい。なおこの対応については、瀬谷本郷公園指定管理者が独自に設定し横浜市に許可を得て試行する対応なので、他公園や他指定管理者の運用については、この限りではありません。

ご提出いただいた内容を確認の上、「設置協議済みテント」証を発行します。掲示いただければ、施設内の設置可能エリアにおいて占用許可等が不要でテント等を設置できます。なお、当日は、テントに「設置協議済みテント」証を必ず掲示してください。

#### 【利用条件】

- ・利用にあたっては、都市公園法、同法施行令、横浜市公園条例及び同施行規則を遵守の上、安全管理の注意と他の公園利用者等の迷惑とならないようご利用ください。
- ・テント等設置にあたっては、風に煽られて飛散してしまう危険性があることから重りを用い、固定してください。  
※木やフェンス等の公園施設にロープ等で縛りつけるなどの固定、杭(ペグ)等の打ち付けについては、芝生や埋設設備等に影響がでしまう恐れがあるため、原則認めません。
- ・強風時などのテント等が倒壊、飛散する恐れのある場合はテント等設置を認めません。また、利用時間中の気象情報について利用者自身で注意し、危険の恐れがある場合には使用を中止してください。
- ・設置について瀬谷本郷公園指定管理者から指示があった場合はその指示に従ってください。
- ・テント等設置にあたり、公園の芝生や樹木等の公園施設の損壊が生じた場合は、利用者に修復または賠償を求めます。また、テント等設置に伴い、火災・盗難・事故が発生した場合は、一切の責任を利用者が負い、被害が生じた場合は、修復または賠償を求めます。
- ・利用にあたっては、必ず「テント等設置確認票」と「テントの配置図」のご提出をお願いします。
- ・テント等設置の承諾を得た後に渡される掲示物を当日テントへ掲示をお願いします。
- ・その他必要がある場合は、瀬谷本郷公園指定管理者と協議の上、ご調整をお願いします。

#### 【利用のルール】

- ・飲食については施設のルールをご確認の上、従ってください。
- ・火気の使用は厳禁です。(カセットコンロ・ガスボンベ・ガスコンロ・バーベキューコンロ・ホットプレート・シングルバーナー・発電機などの使用)
- ・公園内への車両の乗り入れは禁止です。
- ・公園内にごみ箱は設置されていません。ごみは必ず各自でお持ち帰りをお願いします。
- ・屋外有料施設内は禁煙です。屋外有料施設外での喫煙については、周囲への配慮をお願いします。
- ・危険のおそれのある行為または他人の迷惑となるような行為はやめてください。(音響機器、楽器の使用。大声で騒ぐ、暴れる行為。近隣住民、他の来園者への迷惑行為など)
- ・植物の採取、木登り、樹木への装飾行為、花や枝を折る、タープ等を括りつけて幹を傷つける、ベンチ、遊具へのいたずらなど公園内にあるものを汚損・破損させる行為はやめてください。

#### 【問合せ先】

瀬谷本郷公園指定管理者  
電話:045-304-3633